

平塚市地区図書館
指定管理者募集要項

令和8年6月

平 塚 市

「平塚市地区図書館指定管理者募集要項」

募集要項目次

1	施設の設置目的	・・・ 1
2	施設の概要	・・・ 2
3	指定管理者が行う業務	・・・ 4
4	管理の基準	・・・ 4
5	指定期間	・・・ 5
6	経費等	・・・ 5
7	自主事業に関する事項	・・・ 7
8	平塚市と指定管理者の責任分担	・・・ 7
9	応募資格	・・・ 10
10	応募申請の手続き	・・・ 11
11	公募（現地）説明会	・・・ 13
12	募集に関する質問	・・・ 14
13	選定方法	・・・ 15
14	選定結果の通知及び指定手続等	・・・ 15
15	協定の締結	・・・ 16
16	モニタリング	・・・ 16
17	監査	・・・ 16
18	指定の取消し	・・・ 17
19	法人税等について	・・・ 17
20	その他	・・・ 17
21	問い合わせ先	・・・ 18

平塚市地区図書館指定管理者募集要項

平塚市（以下、「市」という。）では、平塚市北図書館（以下、「北図書館」という。）、平塚市西図書館（以下、「西図書館」という。）及び平塚市南図書館（以下、「南図書館」という。）について、平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例第5条に基づき、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（管理運営を実施する団体、以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集します。（なお、3館を総称して「地区図書館」という。）

1 施設の設置目的

（1）施設の設置目的

本施設は、図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、利用者の教養や文化の発展に寄与することを目的とします。

（2）指定管理者に期待すること

平塚市では、利用者へのサービス向上並びに図書館の発展を図るため、令和4年度から地区図書館について、指定管理者制度を導入しています。

地区図書館の更なる発展に向けて、別紙「平塚市地区図書館指定管理業務内容説明書（以下「業務内容説明書」という。）を参照し、施設の設置目的や市の考える施設管理運営の基本方針を理解するとともに、指定管理者に特に次のことを期待します。

- ア 図書館運営で培ってきた民間事業者のノウハウを活かし、効果的、効率的で創意工夫のあるサービスの提供、施設の運営を実現してください。
- イ 組織力や豊富な人材を活かし、安定した施設運営を行ってください。
- ウ 一定の対象者や年齢層に捉われず、利用の拡大を促進するような運営を心がけ、広く市民が望む事業やサービスを把握、分析し、柔軟に運営に反映されるよう期待します。なお、事業等は、具体的な提案（事業内容や頻度等）をお願いします。
- エ 市立図書館として関係各署や地域等と連携し、子どもの読書活動の推進を図るような取組みを期待します。
- オ 周辺住民との良好な関係を築き、地域に親しまれる図書館として周辺環境との調和を期待します。

2 施設の概要

【北図書館（複合施設：神田公民館）】

(1) 所在地 平塚市田村三丁目12番5号

(2) 施設概要

- ア 開設時期 平成3年4月1日
- イ 建物構造 鉄筋コンクリート（RC）造、地上2階建
- ウ 敷地面積 3,892.96㎡
- エ 延床面積 神田公民館 1,756.28㎡
北図書館 1,043.78㎡
- オ 駐車場台数 39台（施設全体の駐車場数です）

※北図書館部分の管理運営が今回の対象です。併設する神田公民館は本件の指定管理対象外です。

【西図書館】

(1) 所在地 平塚市山下三丁目29番1号

(2) 施設概要

- ア 開設時期 平成5年4月1日
- イ 建物構造 鉄筋コンクリート（RC）造、地上2階建
- ウ 敷地面積 1,666.99㎡
- エ 延床面積 1,539.88㎡
- オ 駐車場台数 12台

【南図書館（複合施設：なぎさふれあいセンター（南部福社会館、デイサービス等）】

(1) 所在地 平塚市袖ヶ浜20-1

(2) 施設概要

- ア 開設時期 平成8年5月28日
- イ 建物構造 鉄筋コンクリート（RC）造、地上3階地下1階建
- ウ 敷地面積 3,892.96㎡
- エ 延床面積 南図書館 1,125.95㎡
南部福社会館 2,464.03㎡（共用部分含む）
袖ヶ浜デイサービス 429.65㎡
体育館 883.14㎡
- オ 駐車場台数 31台（施設全体の駐車場数です）

※南図書館部分の管理運営が今回の対象です。併設するなぎさふれあいセンター内の他

施設は本件の指定管理対象外です。

(3) 利用状況等

ア 利用状況

(令和 6 年度実績)

図書館	開館日数	入館者数	貸出者数	新規登録 (個人)	貸出冊数	
					一般図書	児童図書
中央 (参考)	293日	279,651人	194,611人	1,855人	301,766冊	188,818冊
北	301日	80,462人	46,799人	277人	69,870冊	49,370冊
西	301日	115,999人	79,626人	363人	114,943冊	91,971冊
南	261日	90,020人	70,975人	375人	99,362冊	75,990冊

イ 蔵書状況

(令和 6 年度実績)

図書館	蔵書冊数			図書購入冊数			新聞	雑誌
	一般図書	児童図書	参考図書	一般図書	児童図書	参考図書		
中央 (参考)	206,575冊	61,493冊	64,718冊	3,158冊	1,812冊	164冊	14紙	163誌
北	55,954冊	37,453冊	376冊	1,267冊	753冊	0冊	8紙	51誌
西	64,156冊	56,250冊	1,184冊	1,426冊	1,114冊	8冊	8紙	78誌
南	51,965冊	40,949冊	605冊	1,729冊	951冊	6冊	9紙	87誌

※中央図書館は令和8年6月29日から令和10年2月(予定)まで、耐震補強工事などに伴い長期休館しています。

※中央図書館分館を、令和8年12月に開設予定です。

(4) 平塚市地域防災計画における使用目的等について

地区図書館は、平塚市地域防災計画で定められたとおり、災害発生時等に福祉避難所の二次的避難施設として使用することがあります。また、南図書館については、津波避難ビルに指定されています。

3 指定管理者が行う業務

(1) 準備業務

指定管理者として指定された後は、指定期間が始まる前までに、業務が円滑に遂行できるよう、次に掲げる準備業務を行ってください。

- ア 基本協定及び年度協定の締結に向けた市との協議
- イ 配置する人員の確保及び研修
- ウ 運営に関する各種規定、マニュアル及び手順書等の作成
- エ 施設及び設備の維持管理マニュアル等の作成
- オ 指定管理者が持ち込む備品や消耗品等の搬入及び設置
- カ 施設引継に関する準備
- キ その他管理運営業務に必要な準備

※上記の準備経費は、指定管理者の負担とします。

※市の承諾を得たうえで、準備業務の実施のために施設に立ち入ることができることとします。

(2) 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）

指定管理期間中に行う主な指定管理業務は次のとおりとします。

- ア 業務内容説明書に定める業務
- イ 施設の維持管理業務
- ウ 子ども読書活動推進計画の実施
- エ その他図書館サービスに付帯する業務
- オ その他市長が必要と認める業務

※具体的な業務内容については、別紙「業務内容説明書」によるものとします。
内容を十分に理解し、具体的な運営体制や運営方法を提案してください。

4 管理の基準

指定管理者は、地方自治法、平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例及びその他関係法令等を遵守してください。また、当該施設の適正な管理運営のため、個人情報の保護に関する法律及び平塚市情報公開条例を遵守してください。

指定管理者は業務を行うに当たり、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制に努めてください。

また、業務上発生した廃棄物については、法律や平塚市の定める条例等に従って指定管理者の責任において適正に処理するとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの

推進に努めてください。

(1) 利用時間

午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 月曜日（祝日（※）または休日を除く）

イ その前日が祝日（※）または休日である平日

ウ 12月29日から翌年の1月4日まで

エ 特別整理期間（年1回、各館ごとに月曜日の休館日を除き4日以内とする。）

オ 市または指定管理者が施設の管理運営上、臨時に必要と認めた日

※ただし、指定管理者は、市民サービスや利便性の向上のために有効と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間、又は、休館日を変更することができることとします。

5 指定期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで

6 経費等

(1) 市が負担する経費

地区図書館の管理運営にあたり、次の費用は市が負担します。

ア 図書館システム関係の固定経費（機器保守委託料、賃借料、回線使用料、T R Cマーク）

イ 北、南図書館の清掃、各種機械設備保守委託料及び光熱水費

ウ 大規模修繕費（1件につき30万円を超える修繕）

エ 負担金・分担金（日本図書館協会、神奈川県図書館協会）

オ 図書資料等配送業務委託料、相互貸借（KL）に係る費用

カ 建物総合損害共済分担金

キ 利用券（全館共通の平塚市図書館カード）の作成費用

(2) 指定管理業務に伴うその他収入

指定管理業務の実施による収入（講座等の材料費や参加料、複写サービス等を想定）を「指定管理業務に伴うその他収入」といい、指定管理者の収入になります。「事業内容」及び「収支計画」を具体的に提案してください。指定管理業務に伴うその他収入の見込額は施

設の管理運営経費に充当しますが、見込額を上回る収入は指定管理者の利益とし、下回る場合は指定管理者の損失となります。なお、図書館法第17条に抵触しないよう留意してください。

(3) 指定管理料

施設の管理・運営に要する経費は、(1)を除き、(2)の収入見込額と市から支う指定管理料によって賄うものとします。平塚市からの指定管理料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次の金額を上限として提案してください(別紙「平塚市の想定収支予算書」を参照)。

指定管理料は、募集時に提出された収支予算書の金額をベースに市と協議し、年度協定書により定めるものとします。

年度	指定管理料の参考額	備考
令和9年度 (2027年度)	168,128千円	
令和10年度 (2028年度)	174,616千円	
令和11年度 (2029年度)	181,747千円	
令和12年度 (2030年度)	189,225千円	
令和13年度 (2031年度)	196,398千円	指定管理者交代に伴う引継ぎ費用等を含む。

上記の指定管理料の参考額を保証するものではありません。

(4) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに予算額の範囲内で年4回に分けて支払います。

(5) 管理口座・区分経理

経理及び収入は、原則として団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して整理してください。

(6) 指定管理料の返還

指定管理者は、年間事業計画書等で規定した業務を実施しなかった場合や市で規定した職員の配置がされていなかった場合等は、指定管理料の当該経費に係る分の

返還を市に行うこととします。また、光熱水費や修繕料等、市が負担する必要があると認める経費については、施設の特性や利用者の状況を考慮し、精算項目を設定します。

7 自主事業に関する事項

(1) 指定管理者が任意に行う業務（以下「自主事業」という。）

自主事業とは、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の教養や文化の発展及び市民の交流の促進につながるサービスの向上のため、指定管理者が独自かつ補完的に実施する事業となります。実施の有無は任意となりますが、実施する場合は評価の対象となりますので、事業計画書において具体的に提案してください。なお、実施については、実施前に市へ事業計画書及び収支予算書を提出の上、承認を得ることとし、実施後には事業報告書等を提出してください。

(2) 自主事業の収支

自主事業の収支は、指定管理業務に係る収支とは別とし、その上で、指定管理者が自主事業に係る参加者負担金(実費程度)を設定することは差し支えありません。また、残額が発生した場合の当該残額の取扱いは、市と協議の上、事前に決定しておきます。なお、自主事業に係る費用及び損失等は、全て指定管理者が負うものとし、指定管理料からの補填はできません。

8 平塚市と指定管理者の責任分担

平塚市地区図書館における平塚市と指定管理者との責任分担について、次の表に掲げる項目に関しては、それぞれ分担することとします。

なお、詳細の規定については、平塚市と指定管理者との協議の上、締結する協定において規定します。

種類	内容	市	指定管理者
申請費用及び業務準備費用	指定管理者指定にかかる申請費用及び現管理者からの引継ぎ等を含めた準備業務		○
物価、人件費変動	物価変動（インフレ、デフレ）又は人件費変動に伴う管理運営経費の増減		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による収入の減少		○
経費の増大・増加	指定管理者の要因による運営費用の増加		○

	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法律等の変更による経費の増加	○	
法令等の変更	管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更（施設改修、設備保守点検の内容変更等）	○	
	当該指定管理に関わらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更（最低賃金法、社会保障制度の変更等）		○
税制度の変更	管理運営の経費に直接影響を及ぼす税制変更（消費税率の変更等）	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす税制変更（法人税率、社会保障制度の変更等）		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	○	
図書館の管理・運用方法の変更	教育委員会の政策による変更	○	
	指定管理者の発案による変更		協議事項
要求水準の未達成	協定等により定めた管理運営の要求水準が未達成な場合の対策経費の増加や指定管理料の減額等		○
不可抗力	不可抗力（地震、津波、落雷、暴風、豪雨、洪水、土砂崩壊、落盤、戦争、テロ、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設及び設備の修復		協議事項
	不可抗力による業務の変更、中止又は延期		協議事項
施設の利用許可等	施設の利用許可等に対する施設利用者からの苦情等への対応		○
運営リスク	施設管理上の不備若しくは瑕疵又は火災等による臨時休館等の運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		協議事項
事業の中止・延期による損害	指定管理者の管理運営上の瑕疵によらない遅延又は中止	○	

	指定管理者の責任による事業の中止又は延期による損害		○
	指定管理者の事業放棄又は破綻による損害		○
資金調達等	運営上必要な初期投資及び運営資金の確保		○
施設・設備・備品の 損傷	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵又は責めに帰すべき事由による施設、設備、物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない小破修繕		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない大規模修繕	○	
経年劣化や利用に伴う 損耗による修繕	小破修繕		○
	大規模修繕	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	周辺地域との協調及び施設の管理運営業務の内容に対する住民又は施設利用者からの苦情、要望等への対応		○
情報の安全管理	市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩		○
第三者への賠償	管理運営業務の履行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
	管理運営上の瑕疵によらない施設の構造上の問題等を起因として第三者に損害を与えた場合	○	
安全性の確保、環境 保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等の対応		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間途中において業務を廃止した場合における事業者の原状回復費用及び新しい指定管理者への引継費用		○

9 応募資格

- (1) 指定管理者として、複数の公立図書館を運営した実績を有すること。
- (2) 公募説明会に参加すること。
- (3) 個人又は次のア～キの欠格事項に該当する団体等は応募できません。
 - ア 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）により手続をしている法人
 - イ 国税、県税、市町村税等を滞納している法人
 - ウ 法人でない団体の場合、団体の代表者が税（国税、県税、市町村税等）を滞納している団体
 - エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体
 - オ 平塚市長、副市長、教育長及び議員並びにこれらの配偶者及び 2 親等内の同居の親族が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人等
 - カ 平塚市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団及び第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
 - キ その他法令等に違反している、又は違反するおそれのある団体

(4) 共同事業体について

効率的な運営やサービス向上を図るため、複数の団体グループ（共同事業体）を構成して応募することができます。申請手続きは、あらかじめ共同事業体結成の協定書等により定められた代表者が行うものとします。

なお、この場合の応募資格は次のとおりです。

- ア 共同事業体を構成する団体のうち、1 者以上が（1）に該当すること。
- イ 共同事業団体の代表が参加すること（代表団体以外の構成団体の参加は任意とします）。
- ウ 共同事業体を構成する全ての団体が、（3）に該当しないこと。

10 応募申請の手続き

(1) スケジュール

項目	時期
募集要項公表、申請書等配布	6月29日(月)～8月18日(火)
公募説明会	7月16日(木)〈参加申込み7月9日(木)まで〉
質問の受付	7月16日(木)～7月23日(木)
質問への回答	7月31日(金)まで
応募申請書提出	8月4日(火)～8月18日(火)

(2) 申請書等配布場所

申請書等については、平塚市のホームページ内からダウンロードが可能です。

(3) 提出書類（共同事業体の場合、「◎」は構成団体ごとに提出）

番号	書類名称	単独で 応募	共同事 業体で 応募
ア	指定申請書（様式1-1）	○	○
イ	共同事業体構成員届（様式1-2）		○
ウ	共同事業体協定書（様式1-3）		○
エ	共同事業体委任状（様式1-4）		○
オ	団体概要書（様式2-1）	○	◎
カ	主要業務実績一覧表（様式2-2）	○	◎
キ	事業計画書（様式3-1）及び提案事業管理シート（様式3-2）	○	○
ク	令和9年度～令和13年度平塚市地区図書館管理業務収支予算書（様式4）	○	○
ケ	申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類	○	◎
コ	法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	◎
サ	申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	○	◎
シ	直近2か年の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書	○	◎
ス	現在の組織、直近2か年の人員表（様式5）、人員体制を示す書類（以下の通り）	○	◎

	<ul style="list-style-type: none"> ・社員就業規則（労働基準監督署の受付印が押印されたもの）【2期分】 ・短時間労働者の就業規則（パート、アルバイト、契約社員を対象とした規則で、労働基準監督署の受付印が押印されたもの）【2期分】 ・賃金規程（労働基準監督署の受付印が押印されたもの）【2期分】 ・育児介護休業規程（労働基準監督署の受付印が押印されたもの）【2期分】 ・ハラスメントに関する規則（労働基準監督署の受付印が押印されたもの）【2期分】 ・時間外労働休日労働に関する協定届（36協定）【2期分】 ・実際の労働契約書（労基法第15条第1項に基づき、労働条件を明示しているもの。職種は問わない。（申請団体が従業員と適切な労働契約を行っていることを確認する資料であるため、指定管理業務に従事する者に限定しない。）なお、個人名、住所及び電話番号等の個人情報情報は黒塗りにすること。 ○正規社員 4名 ○短時間労働者 4名 		
セ	<p>次の納税証明書（滞納がないことの証明、直近2か年分）</p> <p>(ア) 法人 国税、県税及び市町村税の納税証明書</p> <p>(イ) 法人でない団体 代表者の国税、県税、市町村税の納税証明書 ※県税及び市町村税の証明書については、法人、個人（法人でない団体の場合）ともそれぞれの本店の所在する都道府県及び市区町村又は代表者居住地の都道府県及び市区町村が発行するもの。 ※当市に納税義務がある場合は、市税納税証明書の代わりに市税完納証明書を提出</p>	○	◎
ソ	応募資格に挙げている〔応募資格を満たし、〕欠格事項のないことを誓約する書類（様式6）	○	◎
タ	申請団体の役員等氏名一覧表（様式7）	○	◎
チ	労働分野に関する質問回答書（様式8）	○	◎
ツ	職員配置計画比較表（1週間単位）及び（1日単位）（様式9）	○	○

※ 共同事業体の◎は、構成団体ごとに提出が必要です

(4) 応募申請書類の提出

ア 提出期間

8月4日(火)から8月18日(火)まで

イ 提出方法

市が指定するKSCオンラインストレージ等により、すべて電子データで提出してください。詳細は問い合わせ先に御確認ください。

(5) 留意事項

ア 提出された書類は、軽微な修正を除き変更できません。

イ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

ウ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

エ 官公庁等の証明書類は、申請日から3か月以内に証明を受けたものとします。

オ 提出書類、提案内容及び選定結果について情報公開請求が提出された場合、平塚市情報公開条例に基づき、請求者に開示されます。

カ 指定管理者の選定事務等に関連して必要な場合、市は申請団体の承諾を得ず、無償で提出書類の内容を使用できるものとします。

キ 応募に関して必要となる費用及び受託のための準備に係る経費は申請団体の負担とします。

ク 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。

ケ 応募一団体(共同事業体)につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

コ 単独で応募した団体は、共同事業体の構成員となることはできません。また、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。

サ 提出書類の作成に当たっては、日本語及びメートル法を使用してください。また、各様式に記載の留意点を踏まえ、具体的かつ簡潔に〔具体的に要点を整理して〕、過不足なく、記載してください。

シ 市が必要と認めるときには、追加資料を求めることがあります。

1.1 公募(現地)説明会

(1) 公募(現地)説明会

応募方法、応募書類、指定管理者業務及び施設状況等について説明会を開催します。申請を予定される団体は必ず御参加ください。なお、参加されない場合は応募できません。複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合、共同事業体の代表団体が説明会に参加することが必要です。(代表団体以外の構成団体の参加は任意とします。)

参加される団体は令和8年7月9日（木）午後5時までに所定の用紙で次の担当へメールでお申し込みください。

ア 日 時 令和8年7月16日（木） 午後1時30分～午後5時
イ 場 所 平塚市西図書館（平塚市山下三丁目29番1号）
平塚市南図書館（平塚市袖ヶ浜20-1）
平塚市北図書館（平塚市田村三丁目12番5号）

ウ スケジュール

内 容	時 間	場 所
受付	午後1時10分～午後1時30分	西図書館視聴覚室
公募説明会	午後1時30分～午後2時10分	西図書館視聴覚室
現地説明会①	午後2時20分～午後2時50分	西図書館
現地説明会②	午後3時20分～午後3時50分	南図書館
現地説明会③	午後4時30分～午後4時50分	北図書館

エ 参加人数 1団体3名以内

オ 申込み先 平塚市社会教育部中央図書館

メールアドレス：library@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(2) 説明会参加申込みの確認

参加申し込み受理後、3日以内（休庁日を除く）を目安に、当課から〔申込書に記載の御担当者へ〕確認の連絡を電話またはメールにていたします。申込書送付後、3日を超えても確認の連絡がない場合は、後述の問合せ先（当課）まで電話にて御連絡をくださるようお願いいたします。

1.2 募集に関する質問

募集に関する質問については、所定の様式で（1）の受付期間内に（2）の送付先までにメールにてお願いします。メールの場合、表題に、『平塚市地区図書館指定管理の質問』とお書きください。

(1) 受付期間

令和8年7月16日（木）から令和8年7月23日（木）まで

※メール以外での問い合わせには応じられませんので御了承ください。質問に対する回答は7月31日(金)までに説明会の参加者あてにメールにて行う予定です。

(2) 送付先

平塚市社会教育部中央図書館

メールアドレス：library@city.hiratsuka.kanagawa.jp

1.3 選定方法

指定管理者（候補団体）の選定についてはプロポーザル方式とし、申請団体からの提案を行い、平塚市附属機関設置条例に基づいて設置された「平塚市指定管理者選定等委員会」による審査を実施します。

(1) 提案

団体の代表者又は代理の方（原則4名以内）によるプレゼンテーションをお願いします。

日時、場所等については、申請団体に後日連絡します。

申請団体が多数の場合、平塚市指定管理者選定等委員会による書類審査を行い、提案を実施する団体の絞り込みを行うことがあります。

(2) 審査基準

審査は別紙「平塚市地区図書館指定管理者選定審査項目」に基づき採点しますので、プレゼンテーションの構成や時間配分もできるだけ審査基準に沿った具体的な提案をしてください。

各委員の採点結果において、得点が配点の6割以上とした委員が過半数であり、かつ、総得点が配点合計の6割以上の団体の中で最高得点団体を選定します。

(3) 次候補者の繰上げ

選定後、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。この場合及び指定管理候補者側が業務を実施できない事態となった場合、第2位及び第3位の提案者を指定管理候補者とすることがあります。

1.4 選定結果の通知及び指定手続等

(1) 選定結果の通知及び公表等

選定結果は申請団体へ文書にてお知らせします。選定の経過及び結果の概要（団体

名表記)を市のホームページを通じて公表します。

また、指定管理候補者となった団体が提出した事業計画書等の提案内容は、指定の
手続に関連し、又は、実施予定事業の周知の一環として必要な場合、市は無償で使
用し公表できるものとします。

さらに、指定管理候補者となった団体が所在地、代表者等、応募申請時の状況と何
らかの変更が生じた際には、速やかに市へ報告するものとします。

(2) 指定手続

候補団体については、地方自治法第244条の2第6項に基づき指定管理者とし
て指定する議案を平塚市議会に提案し、議決後に指定管理者として指定されます。

平塚市議会への上程は、令和8年(2026年)12月定例会を予定しています。

1.5 協定の締結

議会の議決による指定に伴い、施設の管理に係る細目的事項、本市が支払うべき管
理費用の額、危険負担等を定めるため、協議により協定を締結します。

(1) 基本協定

管理の基準、指定期間、管理業務に関する基本事項、精算、事業計画、指定の取
消し、責任の区分、リスクの分担、利用者アンケート等のモニタリング、情報の公
開、個人情報保護の保護、再委託、管理業務の報告書、財産管理、目的外使用など。

(2) 年度協定

当該年度の開館日、開館時間、業務内容、指定管理料の金額、精算の取扱い、そ
の他市が必要と認める事項

1.6 モニタリング

施設の管理運営状況の把握等のため、「指定管理者制度導入施設のモニタリング指針」
に基づきモニタリングを行います。

1.7 監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査においては、施設主管課と一緒に
対応を図ります。

1 8 指定の取消し

市議会の議決を経て指定管理者として指定する前に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該平塚市地区図書館に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償できません。

また、指定管理者の指定後、指定管理を行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定を取り消された団体は、当該施設の指定管理者となることができなくなります。辞退及び撤退をした団体は、その日から3年間当該施設の応募ができなくなる場合があります。

さらに、指定の取消し等があった場合には、違約金の支払が必要になることがあります。

1 9 法人税等について

指定管理者の応募団体については会社等法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、市役所市民税課諸税担当（0463-21-8767）又は固定資産税課償却資産担当（0463-21-8768）にお問い合わせください。

なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

2 0 その他

（1）引継ぎについて

指定管理者の指定の議決により、指定管理者が交代する場合は、指定後速やかに、現指定管理者（令和8年度までの指定管理者）、新指定管理者（令和9年度から令和13年度までの指定管理者）において管理業務の引継ぎを行います。また、今回の募集に係る指定管理期間終了後、引き続き指定管理者の指定を受けない場合は、指定期間終了までに、新指定管理者、次期指定管理者（令和14年度からの指定管理者）により、管理業務の引継ぎを行うこととします。

なお、管理業務引継ぎに要した経費は、それぞれの団体の負担とします。

（2）定めのない事項が生じた場合の措置

本募集要項、業務内容説明書又は協定等について疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

(3) 業務内容等に変更が生じた場合の措置

要項、業務内容説明書又は協定等に定める業務内容等について、市の政策等により変更が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

(4) 施設の存続等に疑義が生じた場合の措置

本市が進める公共施設の最適化の取組により、当該施設に再編等の可能性が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

(5) 災害等の発生に関する事項

指定管理者は、利用者等の安全な避難誘導や負傷者等に適切な処置を行うとともに、施設の安全点検や閉鎖措置を実施し、市が主体となり実施する福祉避難所等の開設や運営に協力します。

また、災害等の発生により施設が被災する等、施設の使用が不可能となった場合は、市の指示により指定管理者が行う業務の全部又は一部を一時停止することがあります。

2.1 問い合わせ先

平塚市社会教育部中央図書館管理担当

〒254-0041 平塚市浅間町1-2-4-1

電話：0463-31-0429（直通）

メールアドレス：library@city.hiratsuka.kanagawa.jp